

ショートステイ啄木鳥 利用契約書



社会福祉法人 正和会

短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）利用契約書

氏名：_____様（以下「利用者」という）と社会福祉法人正和会（以下「事業者」という）は、利用者がショートステイ啄木鳥（以下「事業所」という）において、事業者から提供される短期入所生活介護・介護予防短期入所生活（以下、総称として「短期入所生活介護」という）サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約に対して実施する短期入所生活サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に1年間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・更新）

- 1 事業者は、利用者が概ね4日以上連続してサービスを利用する場合、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて短期入所生活介護計画の変更を行います。
- 3 短期入所生活介護計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、利用者やそのご家族等の要望により各種のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前 2 項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第 6 条（契約期間と利用期間）

本契約において「契約期間」とは、第 2 条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第 2 条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第 7 条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者及び利用者がともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第 8 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第 4 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常はサービス利用料金の 1 割）を事業者に支払うものとします。
- 2 第 5 条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、前 3 項に定めるサービス利用料金を 1 ヶ月ごとに計算し、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者へ通知します。利用者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第 9 条（利用の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、第 6 条に定める利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用を

中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業者に出すものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を提示して協議するものとします。
- 3 利用者は、第 6 条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 14 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第 3 項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 10 条（利用料金の変更）

- 1 第 8 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前項に定めるサービス利用料金の変更がある場合、事業者は利用者等に対し、書面で説明を行い、同意を得るものとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 11 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。この場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身等の状況ならびに緊急やむを得ない理由等について予め利用者及びその家族へ説明し、同意を得るものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第 1 2 条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを本契約終了後 5 年間保管します。
- 2 利用者又は身元引受人は、事業所の営業時間内に事業所相談室にて、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者又は身元引受人は、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第 1 3 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議及び他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を事前に文書により得たうえで、利用者又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 1 4 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保持について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業所の建築物、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び身元引受人と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 1 5 条（利用者の禁止行為）

利用者は、施設内で以下の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 施設内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

第 16 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 13 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認めるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 17 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者及びその家族等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 18 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定の利用料金の支払いを請求できるものとします。

第 19 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

- (6)第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第20条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1)第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合
- (2)利用者が入院した場合
- (3)利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第21条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1)事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護施設サービスを実施しない場合
- (2)事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に反した場合
- (3)事業者はもしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4)他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第22条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- (1)利用者が事業者へ支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- (2)利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での医療・介護サービスの提供では適さないと嘱託医師・管理者が判断した場合
- (3)利用者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は利用者及びその家族等が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第 2 3 条（精算）

第 1 9 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 1 4 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 2 4 条（身元引受人及び連帯保証人）

- 1 利用者は、サービスの提供を受けるにあたり、身元引受人 1 名をあらかじめ定めるものとします。但し、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に関する利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、利用者と連帯してその履行の責任を負うとともに、以下の各号に定める事項についても責任を負うものとします。
 - （1）利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込みの手続きや入院費等の医療費の支払い
 - （2）本契約が終了した場合、利用者の身柄引き取り、又は適切な受け入れ先の確保
 - （3）利用者が死亡した場合、遺体の引き受け、遺留金品の処理その他必要な事項
 - （4）前各号の他、利用者の身上に関する必要な事項
- 3 利用者は、本契約上の事業者に対する債務等について、身元引受人とは別に連帯保証人 1 名を定めるものとします。但し、連帯保証人を定めることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 4 連帯保証人は、利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額 1 0 0 万円を限度とします。
- 5 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 6 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

第 2 5 条（相談・苦情・事故対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情・事故等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情・事故等に対し、迅速に対応します。

第 2 6 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

<管理・運営事業者>

事 業 者	住 所	秋田県潟上市天王字棒沼台 247-4
	事業所名	社会福祉法人 正和会
	代表者名	理事長 小玉 弘之
事 業 所	住 所	秋田県潟上市天王字棒沼台 247-1
	施 設 名	ショートステイ 啄木鳥
	管理者名	施設長 高橋 雄太 印

<利 用 者>

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

<身元引受人>

氏 名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

住 所 _____

電 話 _____ — _____ —

<連帯保証人>

氏 名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

住 所 _____

電 話 _____ — _____ —